

第1回 芦屋市文化基本条例原案策定委員会 次第

日時：平成21年4月7日（火）午後3：00～

場所：芦屋市役所北館4階 教育委員会室

- 1 委嘱状交付
- 2 教育委員長あいさつ
- 3 芦屋市文化基本条例原案策定委員会設置趣旨
- 4 各委員・事務局職員自己紹介
- 5 芦屋市文化基本条例原案策定委員会 委員長の選出
- 6 副委員長の指名
- 7 会議の運営方針について
 - ・ 芦屋市附属機関等の設置に関する指針
 - ・ 芦屋市文化基本条例原案策定委員会傍聴要領（案）について
- 8 今後のスケジュールについて
- 9 配布資料について（意見交換など）
- 10 （仮称）芦屋市文化基本条例の必要性について
- 11 次回の策定委員会について
- 12 その他

配布資料

- 資料 1 芦屋市文化基本条例原案策定委員会委員名簿
- 資料 2 芦屋市文化基本条例原案策定委員会設置要綱
- 資料 3 芦屋市附属機関等の設置に関する指針
- 資料 4 芦屋市文化基本条例原案策定委員会傍聴要領（案）
- 資料 5 （仮称）芦屋市文化基本条例の策定に向けた取組について
- 資料 6 今後のスケジュールについて
- 資料 7 文化芸術振興基本法
- 資料 8 芦屋市文化行政推進に対する提言（平成 20 年 3 月）
- 資料 9 芦屋市の「文化」に関する条例等例示資料
- 資料 10 条例構成例
 - 事例 1：苫小牧市民文化芸術振興条例（平成 14 年 4 月 1 日施行）
 - 事例 2：大阪市芸術文化振興条例（平成 16 年 4 月 1 日施行）
 - 事例 3：京都文化芸術都市創生条例（平成 18 年 4 月 1 日施行）
 - 事例 4：豊中市文化芸術振興条例（平成 18 年 4 月 1 日施行）
 - 事例 5：吹田市文化振興基本条例（平成 18 年 4 月 1 日施行）
 - 事例 6：静岡県文化振興基本条例（平成 18 年 10 月 18 日施行）
 - 事例 7：文化振興条例（横須賀市）（平成 19 年 4 月 1 日施行）
 - 事例 8：神奈川県文化芸術振興条例（平成 20 年 7 月 22 日施行）
 - 事例 9：奈良市文化振興条例（平成 19 年 4 月 1 日施行）
 - 事例 10：（仮称）明石市文化芸術振興基本条例素案（平成 20 年 11 月 28 日）

芦屋市文化基本条例原案策定委員会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
なか がわ いく お 中 川 幾 郎	帝塚山大学法政策学部教授
ひろ もと ゆ か り 弘 本 由 香里	大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所客員研究員
い がき とし お 井 垣 敏 生	弁護士
ひら やま きょう こ 平 山 京 子	(有)プランニングオフィスカーサ代表取締役
かな ざわ か よ こ 金 澤 佳代子	ピアニスト
かん ぼう しん いち 神 棒 真 一	市民公募委員
むら かみ ゆ き 村 上 由 起	市民公募委員
たけ うち けい いち 竹 内 恵 一	市民生活部長
すな だ しょう きち 砂 田 章 吉	都市計画担当部長

芦屋市文化基本条例原案策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)芦屋市文化基本条例の原案を策定するため、芦屋市文化基本条例原案策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、(仮称)芦屋市文化基本条例の原案策定に関する事、その他設置目的達成に必要な事項に関する事について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、9人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から(仮称)芦屋市文化基本条例の原案を策定した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化振興を担当する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 1 年 3 月 1 5 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会が、(仮称) 芦屋市文化基本条例の原案を策定した日限り、その効力を失う。

芦屋市附属機関等の設置等に関する指針

1 趣旨

この指針は、市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 「附属機関等」の定義

この指針の対象とする「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置するもの
- (2) 附属機関に準ずる機関 有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則及び要綱等により設置するもの（委員会、協議会、懇談会、懇話会等）

【附属機関等に該当しないもの】

次に掲げるものは、この指針の対象とする附属機関等に該当しないものとする。

関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの

協議会等の運営を市民が主体となっていて行っている市民（住民）組織的な性格を有するもの

市職員のみにより構成するもの

その他この指針の対象とすることが不適当なもの

3 附属機関等を設置する際の留意事項

新たな制度の創設等により、外部の有識者等の意見を市政に反映させる必要がある場合は、原則として既存の附属機関等を活用するものとする。

やむを得ず新設する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

行政責任の明確化及び行政の簡素・効率化に照らし、真に必要なものに限るものとする。

審議事項が既存の附属機関等の所掌事項に含まれておらず、また、既存の附属機関等の所掌とすることが適当でない場合に限るものとする。

設置目的が臨時的なものについては、設置期限を決裁、要綱等に明示するものとする。

4 既存の附属機関等の見直し

- (1) 既に設置されている附属機関等について、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、廃止又は統合を検討するものとする。

設置の目的が既に達成されたもの

社会経済情勢や市民ニーズの変化等により、著しく役割が低下したもの

過去の実績が少なく、今後もその効果が期待されないもの

一般的な行政事務処理又は関係者からの意見聴取その他の行政手段により対応可能なもの

設置の目的又は所掌事項が他の附属機関等と類似又は重複しているもの

その他行政運営の簡素・効率化の観点から統合が望ましいもの

- (2) 年間開催数が1回以下の附属機関等及び設置後10年を経過した附属機関について

は、上記 ~ に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

5 委員の選任

- (1) 附属機関等の委員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意し、選任するものとする。

開かれた市政の推進のため、広く各界各層から適切な人材を選任するものとする。

各種団体等から選任する場合は、当該団体における役職によらず、広く構成員から推薦を受けるよう各種団体等に働き掛けるものとする。

女性を積極的に登用するものとし、「芦屋市男女共同参画行動計画」に基づいて、女性委員の割合が定数の40%以上となるよう努めるものとする。

委員の年齢構成が偏らないようにするとともに、選任時の満年齢が70歳を超えないものとする。

同一人を複数の附属機関等の委員に選任しようとする場合は、同一人を選任できる附属機関等の数は3機関までとする。

委員の在任期間は、10年を超えないものとする。

一つの附属機関等の委員の数は、法令又は条例で定められている場合を除き、20人以内の必要最小限度とする。

- (2) 上記 ~ までの規定は、委員の資格に関し法令又は条例の定めがある場合又

は実施機関が適当と認める者が他に得られない場合など特別の事情がある場合は、適用しないことができる。

- (3) 委員名等の公開について、次に掲げる事項は芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）に規定する非公開情報に該当しないものとする。

委員名

当該附属機関等における役職名

委員の出身団体等の名称及び役職

6 委員の公募

- (1) 市政への市民参画を促進するため、附属機関等の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で、原則として1人以上の公募委員を登用するものとする。ただし、所掌事項が次に掲げる事項に該当する場合は、公募を行わないことができる。

行政処分に関する審議等を行う場合

住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合

その他所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められる場合

- (2) 公募方法及び選考方法等その他の必要事項は、「附属機関等の委員の公募に関する要領」に定めるところによる。

7 会議の公開

附属機関等の会議は、市民参画を促進するという観点から、情報公開条例第19条の規定に基づき公開することを原則とする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、会議を公開しない。

情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。

会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

【非公開とする場合の運用】

会議を非公開とすることができるのは、取り扱う案件の性質によるため、非公開の判断は、当該附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。ただし、法律又は条例等で、特定の附属機関等の会議の非公開を義務付ける

場合には、その規定が優先する。

会議の非公開を決定した場合には、その理由を明らかにするとともに、会議録又は会議の要旨に必ず記録するものとする。

8 会議の公開方法等

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 附属機関等は、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等の長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 上記に定めるもののほか、会議の傍聴に関する取扱い及び傍聴人の遵守事項については、「附属機関等の会議の傍聴に関する運営要領」に定めるところによる。

9 会議開催の周知

附属機関等を所管する課長は、会議を開催するに当たり、当該会議開催の2週間前までに次の事項を別紙様式第1号により、管財・検査課長及び広報課長へ連絡するものとする。当該事項は、管財・検査課長が行政情報コーナーに掲示し、広報課長がホームページへ掲載することにより広く市民に周知を図るものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときはこの限りでない。

会議の名称

開催日時

場所

議題

非公開のときはその理由

その他周知すべき事項

所管課

10 会議録等の作成及び公表

- (1) 附属機関等は、公開・非公開の会議にかかわらず、会議終了後に速やかに会議録又は会議の要旨（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。
- (2) 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関等は、会議録等の写しを行政情報コーナーにおいて閲覧に供するよう努めるものとし、非公開の会議についても、内容の一部を伏せるなどして、可能な限り会議録等の写しを公開するものとする。

【非公開の会議の会議録等の取扱い】

会議が非公開で行われた場合であっても、直ちに会議録等も非公開とされるわけではない。別途、情報公開条例第7条各号の非公開情報に該当するか否かを実施機関が判断し、公開し得る部分については、これを公開しなければならないものとする。

11 その他の事項

- (1) 各所管課長は、附属機関等を設置、統廃合又は変更する場合は、別紙様式第2号により組織・事務管理を担当する課長に合議するものとする。
- (2) 各所管課長は、委員を選任する場合は、別紙様式第3号により人事課長、市民参画課長及び男女共同参画推進担当課長に合議するものとする。
- (3) 各所管課長は、上記(1)及び(2)に基づく内容を総務部文書行政課長、組織・事務管理を担当する課長及び広報課長に連絡するものとする。当該内容は、総務部文書行政課長が行政情報コーナーに配架し、広報課長がホームページへ掲載することにより閲覧に供するものとする。
- (4) 各所管課長は、毎年1回、附属機関等の会議の開催状況について、別紙様式第4号により組織・事務管理を担当する課長へ報告するものとする。
- (5) 組織・事務管理を担当する課長は、毎年1回、各附属機関等の会議の開催状況を取りまとめ、公表するものとする。

12 補則

その他この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

芦屋市文化基本条例原案策定委員会の傍聴要領（案）

芦屋市文化基本条例原案策定委員会

1 傍聴する場合の手続

会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時刻までに会場受付で、受付簿に氏名及び住所を記入し、職員の指示に従って入室してください。

2 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、10人以内とし、先着順とします。

3 傍聴できない者

- (1) 人に危害を及ぼす恐れのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると委員長が認めた者

4 会議を傍聴する場合に守るべき事項

- (1) 会議場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において、不用意に発言しないこと。
- (3) 会議場において、むやみに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 会議場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会議場において、他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長により特別に許可をされた場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

5 傍聴人の発言

傍聴人は、会議の議題につき、次に掲げるところにより発言することができる。ただし、発言の機会は、委員長が会議の進行上、適切な時期に設けます。

- (1) 発言者の数は、5人以内とする。
- (2) 発言は、一人につき1回とし、3分以内とする。

6 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、委員長及び職員の指示に従ってくだ

さい。

- (2) 傍聴人が3に掲げる諸事項を守らないときは、これを注意し、なお、それに従わないときは、退場させる場合があります。

芦屋市文化基本条例原案策定委員会傍聴者受付簿

1 日 時 平成 年 月 日 () 午前・午後 時

2 場 所 北館4階 教育委員会室

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

「(仮称) 芦屋市文化基本条例」の策定に向けた取組について

1 「(仮称) 芦屋市文化基本条例」の制定理由

平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が議員立法により制定され、その中で地方公共団体の責務として、第4条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と謳われています。また、地方公共団体の施策として、第35条で「地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。」とされ、地方公共団体が文化振興のための施策を総合的に推進するよう促しています。そのため、法律の施行後は、全国の地方公共団体で文化振興に関する条例やビジョンなどの策定が広まっています。

芦屋市は、平成7年の阪神・淡路大震災によって、市民生活及び都市基盤に甚大な被害を受け、また、それに続く我が国の長期的な経済の低迷により、本市も存亡をかけて、行財政改革を進める必要がありました。そのため、文化行政に係る予算も縮減され、芦屋市文化振興財団も解散せざるを得なかったものです。

しかし、まちの復興とともに文化の復興機運も強まり、平成18年5月に芦屋市文化行政推進懇話会を発足し、平成20年3月に、本市の抱える文化行政に対する貴重な提言を受けました。その中で本市においても、文化に関する独自の基本理念の確立や、総合的かつ計画的な施策の推進などが課題とされています。

こうしたことから、今後の芦屋らしい文化振興のあり方について、条例の制定や基本的施策を策定し、地域の多様な文化資源の発掘と積極的な紹介により、それらを楽しみ、また理解する機会を増やしていくことをとおして、市民一人一人が誇りを感じ、そこに住み続けたいと思う、ゆとりのある心豊かな文化施策の形成に努めるため、(仮称) 芦屋市文化基本条例を策定します。

2 取組

芦屋市文化基本条例原案策定委員会の開催

- (1) 根拠：芦屋市文化基本条例原案策定委員会設置要綱（平成21年3月15日施行）に基づく

- (2) 構成委員：9人以内（学識経験者5人，市民2人，市民生活部長，都市計画担当部長）
- (3) 開催回数：5回程度予定

3 今後の進め方

- (1) 委員会の開催第4回までに中間報告としてまとめる。
- (2) 中間報告を広報紙及びホームページで公開し，市民意見募集を行う。
- (3) パブリックコメントの開催時期（平成21年9月1日～30日）
- (4) 第5回委員会（市民意見についてのまとめ，協議，条例原案の確定）
- (5) 市民意見の公表

4 文化とは（文化の意義，範囲）

(1) 文化とは

（文化芸術の振興に関する基本的な方針 平成19年2月9日閣議決定）

文化は、最も広くとらえると、人間の自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわる総体を意味する。一方、文化を「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」であるという側面があります。

（西宮市文化振興ビジョン 2006）

文化とは、人間らしく生きるための考え方や行動であり、人間が生きる喜びを見出す知恵と実践の体系です。

(2) 対象範囲

ア 文化芸術の範囲

「文化芸術振興基本法」における文化芸術の範囲（第8～14条）

- ・ 芸術：文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
- ・ メディア芸術：映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・ 伝統芸能：雅楽，能楽，文楽，歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ・ 芸能：講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）

く)

- ・ 生活文化：茶道，華道，書道その他の生活に係る文化
- ・ 国民娯楽：囲碁，将棋その他の国民的娯楽
- ・ 出版物及びレコード等
- ・ 文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・ 地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

イ 各県等ビジョン対象範囲

（高知県芸術文化振興ビジョン 平成17年12月）

このビジョンで対象とする範囲は，おおむね文化芸術振興基本法が対象とする範囲と同様としますが，特に，芸術，メディア芸術及び地域における文化芸術などに軸足を置いて策定しました。

（西宮市文化振興ビジョン 2006）

芸術，生活文化，伝統芸能など，「文化芸術振興基本法」（平成13年）に例示されている対象範囲のほか，産業文化や快適な都市環境の形成など，文化の範囲を幅広くとらえます。

(3) 文化振興の意義

ア 文化・文化芸術の意義

（文化芸術振興基本法 平成13年12月7日 法律第148号）

前文

文化芸術は，人々の創造性をはぐくみ，その表現力を高めるとともに，人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し，多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり，世界の平和に寄与するものである。更に，文化芸術は，それ自体が固有の意義と価値を有するとともに，それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち，国際化が進展する中であって，自己認識の基点となり，文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

（文化芸術の振興に関する基本的な方針 平成19年2月9日閣議決定）

文化芸術は，人間が人間らしく生きるための糧となるものである。

人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するものである。
より質の高い経済活動を実現するものである。

科学技術や情報化の進展が人類の真の発展に貢献するよう支えるものである。
文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものである。

(元気みやざき文化振興ビジョン 2006.3.30)

- ・ 文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養(かんよう)し、創造力を育むものです。豊かで美しい自然の中で育まれてきた文化は、人間の感性を育てるものです。
- ・ 文化は、他者に共感する心を通じて、人と人とを結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人間が協働し、共生する社会の基盤となるものです。
- ・ 文化の在り方は、経済活動に多大な影響を与えるとともに、文化そのものが新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展に寄与し得るものです。
- ・ 科学技術や情報通信技術が急速に発展する中で、倫理観や人間の価値観にかかわる問題が生じており、人間尊重の価値観に基づく文化の側からの積極的な働き掛けにより、人類の真の発展がもたらされます。
- ・ 文化の交流を通じて、各国、各民族が互いの文化を理解し、尊重し、多様な文化を認め合うことにより、国境や言語、民族を超えて、人々の心が結び付けられ、世界平和の礎が築かれます。

(あきた文化振興ビジョン 平成17年3月)

文化の意義

- ・ 生活の豊かさを彩る「文化」
- ・ 地域の個性・魅力としての「文化」
- ・ 相互理解の手だてとしての「文化」

(豊中市文化芸術振興条例 平成18年3月31日)

前文

文化芸術は、人々の心の糧として市民一人ひとりが人間らしく心豊かに暮らす上でなくてはならないものです。また、文化芸術は、人と人との心のつながりや

相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人々が協働し、共生する社会の基盤となるものです。

(高知県芸術文化振興ビジョン 平成17年2月)

芸術文化は、一人ひとりの人間に、たのしさや感動、安らぎをもたらします。それは、人々の生きる喜びとなり、豊かな人間性や創造力を育み、豊かな感性を育てます。

また、芸術文化に触れることで、共感する心を通じ、人と人とを結びつけ、相互に理解し合い、交流の輪が広がります。それは、個性豊かなまちづくりにつながり、社会全体の活力を高めます。

イ 地域文化の本質的意義

(「地域文化で日本を元気にしよう！」文化審議会文化政策部会報告書 平成17年2月2日)

- ・ 心の豊かさの創出
- ・ 住民の身近な文化芸術活動の機会の確保
- ・ 地域社会の連帯感の形成
- ・ 地域文化の振興による日本文化の振興
- ・ 世界的な視野での文化多様性の確保

5 先進市等の文化（芸術）振興（基本）条例等に盛り込まれている主な項目

(1) 前文

文化の意義やその自治体の文化的・歴史的背景が述べられている。前文の規定の必要性について。

(2) 目的

条例の制定目的が規定されている。

(3) 文化の定義

条例の対象とする「文化」、「市民」又は「団体等」の定義が規定されている。定義等の規定の必要性について。

(4) 基本理念

文化振興の基本的な考え方として、市民等の自主性・創造性の尊重、地域の伝統的な文化を将来へ引き継ぐなどが規定されている。

(5) 市民の役割

文化の担い手としての市民の役割，文化活動への積極的な参加・協力などが規定されている。

(6) 事業者・団体等の役割

文化の担い手としての企業・事業者の役割，文化活動への参加・支援などが規定されている。

(7) 行政の責務・役割

文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務，文化振興に必要な体制及び財政上の措置を講じること，文化の内容に介入又は干渉をしないことなどが規定されている。「文化の内容に介入又は干渉をしないこと」の規定は，基本理念の中に謳われている場合もある。

(8) 基本計画の策定

文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本計画」や「基本方針」の策定が規定されている。

(9) 基本的施策

文化活動の機会の充実及び場の提供，文化の担い手の育成，既存施設の整備，伝統的文化の保存などが規定されている。

(10) 第三者機関の設置

施策への市民参画・外部評価機関が規定されている。

(11) その他

6 芦屋市第3次総合計画基本計画（後期基本計画，平成18～22年度）

基本構想で定めた5つのまちづくりの目標

- (1) まちづくりの目標1 活気あふれる豊かな生活環境づくり
- (2) まちづくりの目標2 健やかでぬくもりのある福祉社会づくり
- (3) まちづくりの目標3 人と文化を育てるまちづくり
- (4) まちづくりの目標4 快適でうるおいのある都市づくり。
- (5) まちづくりの目標5 市民と協働してつくる自立した行政基盤づくり

7 芦屋市民憲章（昭和39年5月告示）

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑

をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

今後のスケジュールについて

年 月	事 項
平成21年3月中旬	芦屋市文化基本条例原案策定委員会設置要綱施行
平成21年4月上旬	第1回 条例原案策定委員会開催（委員委嘱等）
平成21年5月	第2回 条例原案策定委員会開催（条例構成，章，見出し等検討）
平成21年7月	第3回 条例原案策定委員会開催（条例構成，章，見出し等検討）
平成21年8月	第4回 条例原案策定委員会開催（条例構成・条文案決定，中間報告として取りまとめ）
平成21年9月	市民意見募集，広報紙等へ掲載（1か月）
平成21年10月	市民意見整理
平成21年11月	第5回 条例原案策定委員会開催（条例原案決定，市民意見の取りまとめ）
平成22年1月	条例提案
平成22年3月	議決
平成22年4月1日	条例施行

(平成十三年十二月七日法律第百四十八号)

前文

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 基本方針(第七条)

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策(第八条 第三十五条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等

を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

理由

文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与するため、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について配慮をすべきである。

- 一 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。
- 二 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。
- 三 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。
- 四 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。
- 五 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することないようにすること。

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。

二 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。

三 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。

四 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することないようにすること。

五 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。

六 我が国独自の音楽である古典邦楽が、来年度から学校教育に取り入れられることにかんがみ、古典邦楽教育の充実について配慮すること。

七 小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ、児童期の芸術教育の充実について配慮すること。

右決議する。